

学生アルバイト賃金基準【参考資料】

2017年5月1日実施
京都大学生生活協同組合

区分/職種	【参考】基準賃金（円）		【参考】職種例示
	日給 (時間給×7時間)	時給	
A.事務	6,160	880	一般事務・試験採点など
B.軽労	6,300	900	試験監督・公文式添削指導など
C.労働	7,210	1,030	清掃作業・運搬補助など
D.特技	9,730	1,390	翻訳・プログラミング・塾講師など ※一定の知識/スキルが必要とされる業務
E.店員	6,230	890	一般店員
F.サービス関係	6,300	900	宿泊施設店員・飲食関係業務 受付業務（学会、病院）など
G.その他	7,140	1,020	祭礼・チラシ配りなど

※この表は京都大学生生活協同組合が「京滋地区学生アルバイト・下宿対策協議会」の資料を参考に時給の目安として作成しています。

■ 京都府最低賃金

京都府最低賃金 (地域別最低賃金)	時間額 831 円
発効年月日	平成 28 年 10 月 2 日

- ・ 京都府最低賃金は京都府内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイトも含む）と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
- ・ 京都労働局HP：<http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>

- 学生アルバイト斡旋基準として、別紙「制限職種基準」もご確認ください。

以上